

特定地域における産業振興機械等の割増償却（離島地域）

対象税目：法人税・所得税（国税）

① 措置を講じる背景・課題（政策目的）

- 離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等、我が国及び国民の利益の確保及び増進に重要な役割を担っている一方で、四方を海等で囲まれ、社会減による人口の流出・減少が長期にわたり継続し、かつ高齢化の進展など、他の地域に比して厳しい自然的社会的条件の下にある。
- そのため、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差を是正するとともに、離島等の地理的及び自然的特性を生かした創意工夫のある自立的発展を図ることにより、離島における人口の著しい減少の防止及び定住の促進を図る必要がある。

当該措置の政策体系における位置づけ

- 国土交通省政策評価体系上の位置付け
 - ・ 政策目標10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備
 - ・ 施策目標39 離島等の振興を図る
 - ・ 業績指標114 離島地域の総人口
 - ・ 参考指標194 離島地域の生産年齢人口
- 経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）
 - 第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現
 - 2. 地方創生2.0の推進及び地域における社会課題への対応
 - （2）地域における社会課題への対応
 - （関係人口の拡大と個性を活かした地域づくり）
 - 個性を活かした地域づくりに向け、沖縄振興・北海道開発、過疎地域や半島、離島、奄美、小笠原、豪雪地帯等の条件不利地域対策に取り組む。

② 現行制度の概要

根拠条文：（法人税）
 ・租税特別措置法第45条第3項柱書及び表第3号（所得税）
 ・租税特別措置法第12条第4項柱書及び表第3号
 創設年度：平成6年度（令和5年度から「過疎地域の持続的発展のための支援に関する特別措置法」に基づく過疎税制適用地区を除外）
 適用期限：令和9年3月31日
 事前事後の計画認定・報告の有無：【事前：有】【事後：無】

- 離島振興対策実施地域として指定された地区のうち、離島振興計画の産業振興促進事項に定めた区域（過疎地域持続的発展市町村計画の産業振興促進事項に定めた区域を除く）内の地区における、法人又は個人が行う製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る設備投資に係る割増償却（5年間、償却限度額：機械・装置にあっては普通償却限度額の32%、建物・附属設備、構築物にあっては普通償却限度額の48%）。

減収額

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
金額（億円）	-	-	調査中

（出所）関係道府県への調査での確認書をもとに算出した適用額に、各年度の法人税率を乗算して減収額を算出。
 令和7年度数値については、現在関係道府県に調査を実施中。

③ アクティビティ

○ 本特例措置は、四方を海に囲まれ、他地域に比して厳しい自然的・社会的条件下にある離島において、当該地域における産業活動の活性化を図るため、所得税・法人税の割増償却により事業者の設備取得に係る初期負担を軽減することで、離島における積極的な設備投資を促すものである。

④ アウトプット

年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
件数 (件)	0	0	3
適用額 (億円)	—	—	調査中

(出所) 適用件数及び適用額は関係道府県への調査での確認書をもとに算出。

令和 7 年度数値については現在関係道府県に調査を実施中。既に回答があった都道府県の調査結果によると、3 件の適用実績があったところ。

○アウトカムに対する効果分析

<p>アウトプットから短期アウトカムへの効果発現経路</p>	<p>○ 新規設備投資を検討する事業者が離島税制の適用を受けることで、設備取得に伴う費用負担が大きくなる初年度の支出を抑制することが可能となる。その結果、本特例措置の対象となる離島地域における新規設備投資の一層の促進が図られる。</p>
<p>⑤ 短期アウトカム</p>	<p>○ 本特例措置の適用を受けた事業者による新規設備投資の促進 指標：本特例措置の適用を受けた事業者による新規設備投資額 目標値：4億円 対象期間：令和5年度～令和6年度（2年間）</p>
<p>短期アウトカムから中期アウトカムへの効果発現経路</p>	<p>○ 本特例措置の適用により、新規事業開始時における事業者の資金負担の軽減が図られるとともに、新規設備の導入を通じた生産性の向上が期待される。これらを通じて、離島地域において本特例措置の適用を受けた事業者の経営の安定化が図られることで、廃業率の低下が見込まれる。</p>
<p>⑥ 中期アウトカム</p>	<p>○ 離島地域における廃業率の低下 指標：離島地域において本特例措置の適用を受けた事業者の廃業率が全国平均※を下回ること ※令和元年度～令和5年度の平均値 目標値：3.4% 対象期間：令和5年度～令和9年度（5年間）</p>
<p>中期アウトカムから長期アウトカムへの効果発現経路</p>	<p>○ 離島地域において廃業率が低下することにより、事業所閉鎖に伴う雇用喪失が抑制され、既存の雇用の維持・定着が図られる。あわせて、事業の継続・安定化や事業規模の拡大を通じた新規雇用の創出が促進されることから、当該地域における雇用の維持・確保につながる。</p>
<p>⑦ 長期アウトカム</p>	<p>○ 離島地域における雇用の維持・確保 指標：離島地域において本特例措置の適用を受けた事業者の新規雇用者数 目標値：270人（社会減の約2割） 対象期間：令和5年度～令和14年度（10年間）</p>

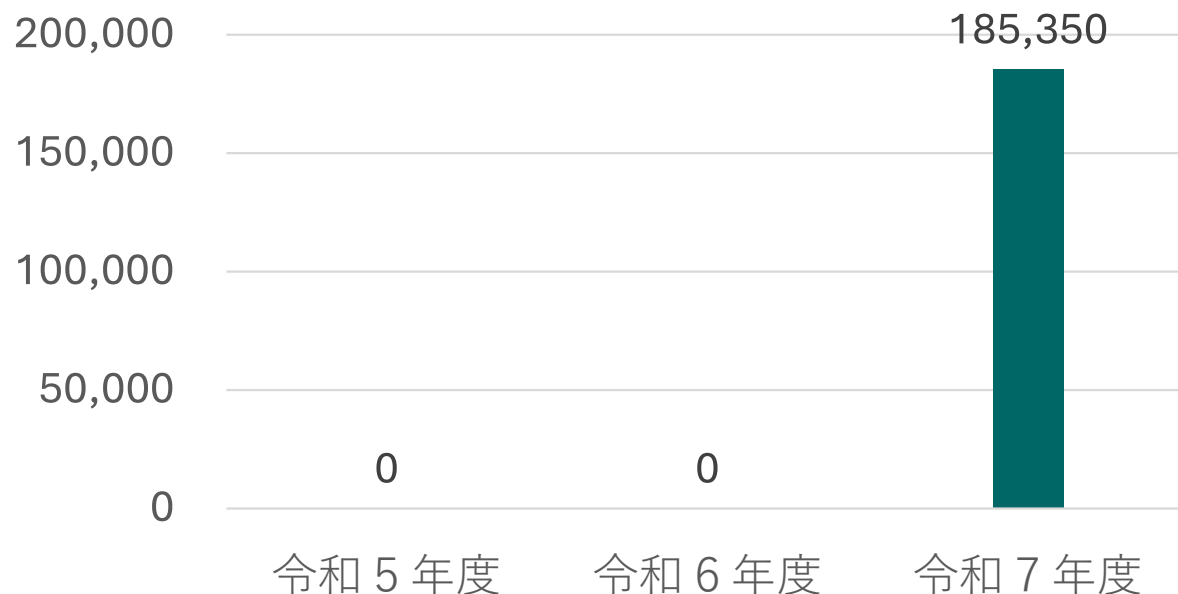
分析に利用するデータ	選定理由（政府統計等でない場合、回収率・対象件数等）
設備投資額：離島税制利用状況調査	本特例措置の適用を受けた事業者の設備投資額を把握することができるため。
廃業率：対象事業者へのヒアリング	本特例措置の適用を受けた事業者の事業継続状況を個別に把握することができるため。
新規雇用数：離島税制利用状況調査	本特例措置の適用を受けた事業者の新規雇用数を把握することができるため。

●分析手法：時系列分析
 選定理由：複数年度の指標の推移を分析することにより、税制適用後の事業者の行動変容が、地域の自立的発展及び人口減少の抑止に及ぼす効果を検証することが可能であるため。

- 令和5年度税制改正要望において、過疎地域持続的発展市町村計画の産業振興促進事項に定めた区域（過疎離島）が離島税制の適用地区から除外されたことで、離島税制の対象となる離島が256島から92島へと大幅に減少したことに伴い、令和5年度及び6年度においては離島税制の適用に至った事例は生じなかった。
- 離島税制の適用地区となっている各自治体に対して、ホームページや担当者会議等で税制の活用の働きかけを行うとともに自治体へのヒアリングを実施することで適用件数の増加を図ってきたものの、事業者に対して税制に関する情報が十分に行き渡っていないおそれがあることから、令和7年度からは、国土交通省から事業者に対する直接の制度周知を強化し、離島税制の適用件数の増加を図っている。その結果、令和7年度においては3件の新規適用実績が認められたところ。

<参考> 短期アウトカムについて、令和5年度～令和7年度の結果を分析

新規設備投資額（千円）



○ 評価等

	短期	中期	長期
① 各アウトカムの達成状況	○ 制度改正により離島税制の適用地区が大幅に減少したことに伴い、適用件数が0件であったため、短期アウトカムについては未達成。	○ 令和7年度の廃業率は0%であるが、引き続き中長期的な検証が必要。	○ 長期アウトカムに係る対象期間の期限（令和14年度末）が未到来であり、引き続き中長期的な検証が必要であるが、令和7年度の新規雇用者数は12人であり、アウトカムの達成に向けて着実に推移している。
② 達成できていない場合の要因	○ 令和5年度税制改正要望において、過疎地域持続的発展市町村計画の産業振興促進事項に定めた区域（過疎離島）が離島税制の適用地区から除外されたことで、離島税制の対象となる離島が256島から92島へと大幅に減少したことに伴い、令和5年度及び6年度においては離島税制の適用に至った事例は生じなかった。離島税制の適用地区となっている各自治体に対して、ホームページや担当者会議等で税制の活用の働きかけを行うとともに自治体へのヒアリングを実施することで適用件数の増加を図ってきたものの、事業者に対して税制に関する情報が十分に行き渡っていないおそれがあることから、令和7年度からは、国土交通省から事業者に対する直接の制度周知を強化し、離島税制の適用件数の増加を図っている。その結果、令和7年度においては3件の新規適用実績が認められたところである。	○ 中期アウトカムに係る対象期間の期限（令和9年度末）が未到来であるため、効果分析については今後実施予定。	○ 長期アウトカムに係る対象期間の期限（令和14年度末）が未到来であるため、効果分析については今後実施予定。 （参考）対象期間中の新規雇用者数 ・令和7年度：12人
③ 政策効果等	○ 適用実績は限定的であるものの、令和7年度には3件の新規適用実績があり、本特例措置を活用して設備投資を行った結果、投資促進及び雇用創出の両面において一定の政策効果が認められ、地域の自立的発展に寄与していると考えられる。		
④ 租税特別措置等以外の手段と比較した場合の相当性	○ 本特例措置は、課税の繰延べであるので、減収額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国の負担は少ない。また、課税の繰延べによって、初期投資の事業者負担が軽減される本特例措置は、離島地域における設備投資のインセンティブとなり、ひいては離島地域の雇用創出という長期アウトカムに対して効果が見込まれる。なお、特例措置の対象は全業種としているものではなく、離島地域の産業を振興し雇用の創出を図ることにより人口の社会減を抑制するため、特に有効と思われる製造業、旅館業、農林水産物等販売業及び情報サービス業等の4業種に重点化しており、離島の地域特性を踏まえた必要最小限の特例措置である。		
⑤ 見直しの方向性	○ 適用件数は限定的であるものの、当該税制を活用した事業者からは、離島税制の活用が離島地域の経済活動の活性化や雇用の創出につながるという声が上がっているなど、地域の自立的発展に向けて一定の効果が見込まれることから（※）、引き続き現行措置の継続を含めて検討する。 （※）従前より各自治体に対して担当者会議等において税制活用の働きかけを行うとともに、事業者への直接の制度周知を行うことにより、離島における投資促進を通じた雇用拡充に取り組んでいるところ。		